



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月13日(火) 第10059号

目次

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課) | 2 |
| ○土壤汚染対策法による区域指定の解除(環境保全課) | 3 |
| 公 告 | |
| ○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) | 3 |

■ 告 示

◎群馬県告示第262号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(平成20年群馬県告示第479号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「 公益財団法人老年病研究所に対する寄附金 」

を

「 公益財団法人老年病研究所に対する寄附金
公益財団法人桑の弓育英会に対する寄附金 」

に改め、同部高崎市の項中

「 公益財団法人翠巒育英会に対する寄附金
公益財団法人青雲塾に対する寄附金
公益財団法人高崎財団に対する寄附金 」

を

「 公益財団法人翠巒育英会に対する寄附金
公益財団法人高崎財団に対する寄附金 」

に改め、同部桐生市の項中

「 公益社団法人桐生市シルバー人材センターに対する寄附金
公益社団法人桐生青年会議所に対する寄附金
公益財団法人桐生法人会に対する寄附金 」

を

「 公益社団法人桐生市シルバー人材センターに対する寄附金
公益財団法人桐生法人会に対する寄附金 」

に改め、同表条例第37条の3第1項第9号

に掲げる寄附金の部高崎市の項中

「 社会福祉法人若葉福祉会に対する寄附金 」

を

「 社会福祉法人若葉福祉会に対する寄附金
社会福祉法人さくら会に対する寄附金 」

に改め、同部館林市の項中

「 社会福祉法人館林市社会福祉協議会に対する寄附金 」

| |
|---------------------|
| 社会福祉法人館林つつじ会に対する寄附金 |
| 社会福祉法人館林双葉会に対する寄附金 |

を

「

| |
|-------------------------|
| 社会福祉法人館林市社会福祉協議会に対する寄附金 |
| 社会福祉法人館林双葉会に対する寄附金 |

」

に改め、同部安中市の項中

「

| |
|------------------|
| 社会福祉法人和光会に対する寄附金 |
|------------------|

」

を

「

| |
|--------------------|
| 社会福祉法人和光会に対する寄附金 |
| 社会福祉法人築瀬福祉会に対する寄附金 |

」

に改める。

2の項の表前橋市の項中「平成29年5月16日から令和4年5月15日まで」を「令和4年5月16日から令和9年5月15日まで」に、「認定特定非営利活動法人ひこばえ」を「特定非営利活動法人ひこばえ」に、「平成29年3月16日から令和4年3月15日まで」を「令和4年3月16日から令和9年3月15日まで」に改め、同表高崎市の項中「平成29年8月17日から令和4年8月16日まで」を「令和4年8月17日から令和9年8月16日まで」に、「平成29年2月16日から令和4年2月15日まで」を「令和4年2月16日から令和9年2月15日まで」に、「平成29年12月1日から令和4年11月30日まで」を「令和4年12月1日から令和9年11月30日まで」に改め、同表太田市の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|--------------|--------------------------|
| 渋川市 | 特定非営利活動法人いこい | 令和4年11月16日から令和9年11月15日まで |
|-----|--------------|--------------------------|

◎群馬県告示第263号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年群馬県告示第127号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和4年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 藤岡市藤岡942番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、渋川都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次

のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和4年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 渋川都市計画道路 (1) 3・5・10号 八幡前坂下線 (2) 3・6・19号 関屋橋線 (3) 3・6・20号 伊香保中之条線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・5・10号 八幡前坂下線
変更する部分 渋川市渋川地内
 - (2) 3・6・19号 関屋橋線
変更する部分 渋川市伊香保町地内
 - (3) 3・6・20号 伊香保中之条線
変更する部分 渋川市伊香保町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部渋川土木事務所及び渋川市都市政策課
- 4 縦覧期間 令和4年12月13日から同月27日まで

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
